

指定居宅療養管理指導重要事項説明書（含介護予防）

2025 年 7 月 1 日現在

1 概要

（１）法人の概要

- ・法人名 公益社団法人京都保健会
- ・所在地 京都市右京区太秦棚森 18-13 京医協ビル 2 階
- ・電話番号 075-862-1155
- ・代表者氏名 理事長 松原 爲人

（２）事業所の概要

- ・事業所名 公益社団法人京都保健会まいづる協立診療所
- ・所在地 京都府舞鶴市字上安小字水力 199-30
- ・電話番号 0773-76-7883 FAX 0773-76-7821
- ・管理者氏名 所長 高塚 光二郎
- ・介護保険事業所番号 2 6 1 2 7 0 1 4 8 8

（３）当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	医師	1 名		利用申込の調整、業務等の管理及び居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供にあたる
居宅療養管理指導 (介護予防含)従業者	医師 管理栄養士	1 名	1 名	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供にあたる

（４）サービスの提供日及び時間

- ・営業日 火曜日、木曜日の午後 1 時 30 分～5 時
- ・休業日 日曜日、国民の祝日、8 月 14 日～15 日、12 月 29 日～1 月 3 日

※上記の日、時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とし、緊急時等の往診についてはその都度対応できるようにします（医師によるものの場合）。

2 当事業所の居宅療養管理指導の特徴等

（１）運営の方針

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導にあたっては、利用者様の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に役立つよう計画的に行います。また、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図っていきます。

3 サービスの内容

(1) 医師が行う居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な利用者様に対して、医師が、医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者やその他の介護サービス事業者に対する介護サービス計画の策定等に必要な情報提供若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導及び助言を行います。

(2) 管理栄養士が行う居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な利用者様に対して、管理栄養士が、医師の指示に基づき、ご利用者様の居宅を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導または助言を行います。

4 利用料金

(1) 利用料

＜医師による場合＞

・居宅療養管理指導費（Ⅰ）（Ⅱ以外の場合に算定）

単一建物居住者が1人 515 単位

単一建物居住者が2～9人 487 単位

単一建物居住者が10人以上 446 単位

・居宅療養管理指導費（Ⅱ）（※在宅時医学総合管理料等を算定する場合）

単一建物居住者が1人 299 単位

単一建物居住者が2～9人 287 単位

単一建物居住者が10人以上 260 単位

＜管理栄養士による場合＞

単一建物居住者が1人 545 単位

単一建物居住者が2～9人 487 単位

単一建物居住者が10人以上 444 単位

利用料は、次の計算で求めます

利用料＝（上記単位数×回数×10）×介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」

(2) 交通費

訪問するための交通費は徴収しません。（医療で 550 円/月いただきます）

(3) 料金の支払方法

原則、口座引落しをご利用ください。毎月 27 日に前月分の引落をさせていただきます。

5 サービスの終了

- (1) 利用者様のご都合でサービスを終了する場合、文書でお申し出くださればいつでも解約できます。
- (2) 人員不足等ややむを得ない事業により当事業所の都合でサービスを終了する場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の事業者をご紹介いたします。
- (3) 次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者様が介護保険施設に入所された場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・利用者様が亡くなられた場合
- (4) その他、利用者様やご家族などが当事業所や当事業所の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、事前に文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情

提供したサービスに対して苦情等がある場合には次の窓口までお申しつけください。

① 当事業所の利用者様相談・苦情窓口

担当者 事務長 稲次 豊

電 話 0773-76-7883 FAX 0773-76-7821

受付日 月～土（国民の祝日、8/14～15、12/29～1/3を除く）

受付時間 月～金（午前9時～午後4時）、土（午前9時～12時）

なお担当者が不在の場合は他の職員が対応しますが、その旨ただちに管理者に報告することとし、お受けした苦情は毎月の管理者会議、職員会議等で検討し再発防止に努めます。必要な場合は法人での集団検討、専門家の意見を聞き集団検討を行います。

② その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び京都府国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

相談窓口	利用時間	電話番号
舞鶴市高齢者支援課	月～金 9:00-17:00	0773-66-1013
中丹東保健所	月～金 9:00-17:00	0773-75-0805
京都府国民健康保険団体連合会	月～金 9:00-17:00	075-354-9090

7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者様がお住まいの市町村、ご家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者様に対して当事業所の居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

主治医	氏名	高塚 光二郎		
	連絡先	舞鶴市字上安小字水力199-30	電話	0773-76-7883
ご家族	氏名			
	連絡先		電話	

以 上